

# 令和3年度 臨時総代会 提出議案

日時 令和3年8月30日(月) 午前9時開会  
場所 福富ゆうあい館



白石土地改良区

## 白石土地改良区 臨時総代会次第

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 議長選任
4. 議事録記名人の選任  
並びに書記の指名
5. 議 事
6. 閉 会

白石土地改良区 臨時総代会に下記議案を提出します。

令和3年8月30日

白石土地改良区  
理事長 田 島 健 一

議案第1号 令和2年度 事業報告及び一般、特別会計収入支出決算 並びに財産目録承認について	3
議案第2号 令和3年度 一般、特別会計収入支出補正予算の承認について	46
議案第3号 定款の一部変更(案)について	53
議案第4号 規約及び規程の一部変更(案)について	58
議案第5号 総代選挙規程の設定(案)について	72
議案第6号 積立金の管理運用規程の設定(案)について	80
その他 県営用排水施設整備事業に伴う3条資格者同意徴集について	

# 議案第1号

令和2年度 事業報告及び一般、特別会計収入支出  
決算並びに財産目録承認について

令和2年度 事業報告及び一般、特別会計収入支出決算並びに財産目録について承認を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田 島 健 一

# 令和2年度 事業報告

## 第1 地区及び組合員の状況

### 1、地区

総地積（受益） 5,983ha

### 2、組合員

総数 3,997名

### 3、総代数

127名（定数128名）

### 総代選挙区ごとの内訳

総代選挙区		組合員数	左のうち総代数 ( )内は定数
選挙区	選挙区域		
第一区	白石地区	392	12 (12)
第二区	六角地区	343	10 (10)
第三区	須古地区	520	14 (15)
第四区	北明地区	778	23 (23)
第五区	有明東地区	490	16 (16)
第六区	有明西地区	325	10 (10)
第七区	有明南地区	246	8 (8)
第八区	福富地区	792	30 (30)
第九区	北方地区	111	4 (4)
合計		3,997	127 (128)

## 第2 事業の状況

### 1、土地改良施設維持管理事業（単独）

◎事業費 22,602,480円

- 主な内訳 ◆用排水路浚渫補修  
◆ゲート補修  
◆パイプライン補修、その他施設等  
◆分水工・導水管施設等補修  
◆溜池取水施設補修  
◆堤塘・他管理補修

### 2、地域農業水利施設ストックマネジメント事業

◎事業費 57,571,900円

- 主な内訳 ◆揚水機・附帯施設整備補修 17台（堅型）

### 3、土地改良施設維持管理適正化事業

◎事業費 5,355,900円

主な内訳 ◆用排水路整備・揚水機建屋改修

### 4、事業計画に基づき実施した事業及び推進事業

- (1) 白石溜池、永池上溜池、永池中溜池、永池下溜池、焼米溜池、永谷溜池、嘉瀬川溜池、法蔵寺溜池、梅ノ木谷溜池、泉溜池、天神前溜池、新溜池、深浦上溜池、深浦中溜池、深浦下溜池、坂田溜池、有明干拓貯水池及びこれらに伴う配水路の維持管理
- (2) その他合併により引き継いだ管理施設の維持管理
- (3) 県営圃場整備事業（白石東、白石西、有明、福富南部、福富北部、福富西部、福富地区）完了施設の維持管理
- (4) 県営土地改良総合整備事業（有明干拓東部、新拓、新明、七瀬、大福、福吉）完了施設の維持管理
- (5) 国営筑後川下流土地改良事業施設の維持管理
- (6) 県営地盤沈下対策事業（白石平野地区）の用水路の維持管理

### 第3 事務の経過

#### 1、本年度中の主なる行事

##### (1) 総代会、理事会、監事会及び各委員会

開催年月日	内容	主なる審議事項
令和2年4月9日	工事担当理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度事業計画について</li> <li>今後の事業計画について</li> </ul>
令和2年4月24日	用水調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘉瀬川ダム・溜池貯水状況等について</li> <li>各配水委員会、手当・賃金について</li> </ul>
令和2年5月22日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度運営計画（案）について</li> <li>県土連委託業務随意契約について</li> <li>令和2年度賦課金の延滞金取扱について</li> <li>賦課金未納状況について</li> </ul>
令和2年5月29日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常賦課金の減免について</li> </ul>
令和2年6月5日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時総代会（書面議決による）について</li> <li>書面議決の依頼について</li> </ul>
令和2年6月15日	臨時総代会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度賦課金の賦課並びに徴収時期及び方法の一部変更について</li> <li>令和2年度一般会計収入支出補正予算の承認について</li> </ul>
令和2年7月10日	決算監査・監事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度監査計画（案）について</li> <li>令和元年度事業報告及び一般・特別会計収入支出決算並びに財産目録について</li> <li>決算監査指摘事項及び監査意見について</li> </ul>
令和2年8月6日	滞納整理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度決算期の未納状況について</li> <li>累積未納者の未納状況及び対応について</li> </ul>
令和2年8月19日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度決算監査報告及び意見について</li> <li>臨時総代会提出議案について</li> <li>臨時総代会開催要項について</li> <li>賦課金未納状況について</li> <li>受益地区内農振除外に伴う転用許可について</li> </ul>
令和2年9月2日	臨時総代会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度事業報告及び一般、特別会計収入支出決算並びに財産目録承認について</li> <li>令和2年度一般会計収入支出補正予算の承認について</li> <li>土地改良事業負担金繰上償還運用規程の廃止について</li> </ul>
令和2年9月29日	定期監査・監事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度定期監査（一般・特別会計）について</li> <li>監査意見の総括について</li> </ul>
令和2年10月2日	入札指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストックマネジメント事業揚水機整備内容について</li> <li>指名競争入札業者選定について</li> <li>今後の事業計画について</li> </ul>
令和2年10月13日	入札指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良施設維持管理適正化事業工事内容について</li> <li>指名競争入札業者選定について</li> </ul>

開催年月日	内容	主なる審議事項
令和2年10月22日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度定期監査報告及び意見について</li> <li>・ 土地改良法改正に伴う員外監事の取扱いについて</li> <li>・ 定款の変更について</li> <li>・ 賦課金未納状況について</li> <li>・ 滞納処分知事認可申請について</li> </ul>
令和3年2月2日	定期監査・監事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度定期監査（一般・特別会計）について</li> <li>・ 監査意見の総括について</li> <li>・ 土地改良区検査の結果について</li> </ul>
令和3年2月5日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営用排水路整備事業に伴う3条資格者同意徴収について</li> <li>・ 定期監査意見について</li> <li>・ 土地改良区検査に伴う改善措置の検討について</li> <li>・ 賦課金未納状況について</li> <li>・ 通常総代会日程及び提出議案について</li> </ul>
令和3年3月2日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第46回通常総代会提出議案について</li> <li>・ 経費の賦課徴収細則、個人情報保護に関する規程及び財務等取扱規程の一部変更について</li> <li>・ 通常総代会議長選任及び開催要項について</li> <li>・ 土地改良区検査に伴う改善措置について</li> <li>・ 賦課金未納状況について</li> <li>・ 受益地区内農地転用について</li> </ul>
令和3年3月26日	通常総代会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度一般・特別会計収入支出補正予算の承認について</li> <li>・ 令和3年度賦課金の賦課並びに徴収時期及び方法について</li> <li>・ 令和3年度農地転用等地区除外に伴う決済金の額の決定について</li> <li>・ 令和3年度事業計画及び一般・特別会計収入支出予算（案）について</li> <li>・ 令和3年度運営資金一時借入及び歳計現金の預入先の決定について</li> <li>・ 定款の一部変更（案）について</li> <li>・ 規約・規程の一部変更（案）について</li> <li>・ 工事執行規程（案）の設定について</li> <li>・ 未納賦課金の滞納処分について</li> </ul>



## (2) 主要会議等及び研修講習会

年 月 日	内 容	場 所	主催者	出席者
令和 2年 4月28日	佐賀県筑後川佐賀西部 地域推進連絡協議会幹 事会	(書面議決)	佐賀西部地区推進連 絡協議会	(書面解答)
5月15日	佐賀県筑後川佐賀西部 地域推進連絡協議会総 会	(書面議決)	佐賀西部地区推進連 絡協議会	(書面解答)
5月15日	筑後川土地改良事業杵 島地区推進協議会幹事 会	(書面議決)	杵島地区推進協議会	(書面解答)
5月25日	佐賀県筑後川土地改良 事業推進協議会総会	(書面議決)	筑後川土地改良事業 推進協議会	(書面解答)
5月27日	筑後川土地改良事業杵 島地区推進協議会総会	(書面議決)	杵島地区推進協議会	(書面解答)
5月27日	嘉瀬川ダム洪水調整 説明会	土地改良会館	佐賀西部地区推進連 絡協議会	職 員
5月28日	焼米溜池洪水調整機能 活用協議	白石町役場	佐賀県農林水産部	職 員
5月28日	白石町多面的機能活動 支援会総会	白石町役場	白石町農村整備課	職 員
6月22日	白石町農業再生協議会 幹事会	白石町役場	農業再生協議会	局 長
6月22日	白石町農業技術連絡協 議会役員会	白石町役場	農業技術連絡協議会	局 長
6月30日	白石町農業再生協議会 総会	白石町役場	農業再生協議会	局 長
7月 1日	佐賀県受益農地管理強 化委員会	土地改良会館	佐賀県土地改良事業 団体連合会	局 長
7月 8日	賦課金システム説明会	グランデはがくれ	佐賀県土地改良事業 団体連合会	職 員
7月 9日	国営事業事後評価協議	白石町役場	九州農政局 農村振興部	職 員
7月10日	令和2年度農業農村整 備事業担当者会議	白石町総合センター	杵藤農林事務所	職 員
7月10日	白石町農業技術連絡協 議会総会	(書面議決)	農業技術連絡協議会	(書面解答)
9月18日	杵藤地区土地改良区連 絡協議会	杵藤農林事務所	杵藤農林事務所	局 長

年 月 日	内 容	場 所	主催者	出席者
10月 2日	福富さく井感謝祭	旧役場福富支所跡 記念碑	福富水利組合	職 員
10月 8日	国営事業事後評価協議	白石町役場	九州農政局 農村振興部	職 員
10月22日	白石町農業技術連絡協 議会役員会	白石町役場	農業技術連絡協議会	局 長
11月 9日	佐賀県筑後川佐賀西部 地域推進連絡協議会幹 事会	土地改良会館	佐賀西部地区推進連 絡協議会	局 長
11月19日	土地改良財産管理受託 機関等担当者会議	熊本県地方合同庁舎	九州農政局 農村振興部	職 員
12月 7日	令和2年度土地改良区 役職員研修会	メートプラザ佐賀	佐賀県土地改良事業 団体連合会	役 員 職 員
12月16日	焼米溜池洪水調整機能 活用協議	白石町役場	佐賀県農林水産部	職 員
12月24日	白石町農業再生協議会 幹事会	白石町役場	農業再生協議会	職 員
令和 3年 1月28日	佐賀県土地改良事業団 体連合会通常総会議案 説明会	伊万里総合庁舎	佐賀県土地改良事業 団体連合会	局 長
2月 9日	白石町排水調整会議	有明公民館	白石町	職 員
2月16日	佐賀県土地改良事業団 体連合会通常総会	グランデはがくれ	佐賀県土地改良事業 団体連合会	理事長 局 長
2月16日	令和2年度佐賀県農村 振興技術連盟研修会	アバンセ	佐賀県農村振興技術 連盟	職 員
3月10日	白石平野地区機能保全 計画策定検討委員会	白石町役場	佐賀県農林水産部	職 員
3月30日	白石町有明海沿岸道路 建設促進協議会	福富ゆうあい館	有明海沿岸道路建設 促進協議会	局 長

(3) 配水委員会 (溜池・筑水)

年 月 日	溜池掛名	内 容
令和 2年 5月14日	貯水池配水委員会	第1回配水計画
5月29日	福富3号分水工配水委員会	第1回配水計画
6月 1日	福富2号分水工配水委員会	第1回配水計画
6月 3日	白石東4号分水工配水委員会	第1回配水計画
6月 4日	白石東3号分水工配水委員会	第1回配水計画
6月 4日	須古地区溜池掛配水委員会	第1回配水計画
6月 5日	杵島地区配水委員会	第1回配水計画
6月 6日	梅ノ木溜池配水委員会	第1回配水計画
6月 8日	焼米溜池掛配水委員会	第1回配水計画
6月15日	焼米溜池掛配水委員会	第2回配水計画
8月 7日	焼米溜池掛配水委員会	第3回配水計画
11月11日	杵島地区配水委員会	永池溜池水神祭
令和3年 3月18日	杵島地区配水委員会	白石溜池水神祭

第4 経理の状況

(1) 長期借入分（国営かんがい排水事業）

国営筑後川下流土地改良事業

地区名	借入年度	借入額 円	利率 %	償還 期限 令和	令和2年度 償還額 円	償還累計額 円	未償還額 円	借入残額 円
筑後川下流白石平野	平成26	251,874,000	0.00	14.3	16,791,000	67,173,000	184,701,000	184,701,000
	平成30	97,508,000	0.00	12.3	8,864,000	17,732,000	79,776,000	79,776,000
	計	349,382,000			25,655,000	84,905,000	264,477,000	264,477,000

## (2) 賦課金の納入及び滞納状況

白石土地改良区  
令和3年3月31日現在  
(単位：円)

種 別	年 度	地 域	賦課額 (調定額)	収納済額	滞納額	徴収率%
経常賦課金	現年度	全区域	65,554,210	64,193,940	1,360,270	97.92%
	過年度	全区域	10,352,729	2,804,783	7,547,946	27.09%
	小 計		75,906,939	66,998,723	8,908,216	
特別賦課金	過年度	白石地域 (圃場整備負担金)	3,523,941	704,358	2,819,583	19.99%
		福富地域 (圃場整備負担金)	3,597,777	416,592	3,181,185	11.58%
	小 計		7,121,718	1,120,950	6,000,768	
国営事業	現年度	全区域	55,763,900	54,438,480	1,325,420	97.62%
	過年度	全区域	4,146,540	1,093,370	3,053,170	26.37%
	小 計		59,910,440	55,531,850	4,378,590	
合 計	現 年 度		121,318,110	118,632,420	2,685,690	97.79%
	過 年 度		21,620,987	5,019,103	16,601,884	23.21%
	合 計		142,939,097	123,651,523	19,287,574	

累計人数 110人 (前年度 117人)

現年度のみ 26人 (前年度 29人)

# 令和2年度 一般会計 決算書

## 収支決算書総括表

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 土地改良事業収入	73,593,140	78,268,000		4,674,860
2. 附帯事業収入	11,911,704	11,910,000	1,704	
3. 基本財産運用収入	225,060	250,000		24,940
4. 特定資産運用収入	0	1,000		1,000
5. 補助金等収入	83,919,370	83,914,000	5,370	
6. 交付金収入	4,500,000	4,500,000		
7. 寄附金収入	0	1,000		1,000
8. 業務受託料収入	2,280,363	1,809,000	471,363	
9. 雑収入	3,043,112	8,304,000		5,260,888
10. 特定資産取崩収入	0	4,000		4,000
11. 出資金返還収入	0	1,000		1,000
12. 他会計繰入金	0	1,000		1,000
13. 繰越金	416,898,450	416,890,000	8,450	
収入合計	596,371,199	605,853,000		9,481,801

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 土地改良事業費支出	95,495,370	105,083,000		9,587,630
2. 一般管理費支出	79,025,316	104,162,000		25,136,684
3. 土地改良事業負担金支出	15,915,162	19,179,000		3,263,838
4. 固定資産取得支出	0	500,000		500,000
5. 出資金取得支出	0	1,000		1,000
6. 差入保証金差入支出	0	1,000		1,000
7. 基本財産積立支出	167,666,000	167,666,000		
8. 特定資産積立支出	166,843,725	167,770,000		926,275
9. 雑支出	0	1,000		1,000
10. 他会計繰出額	124,110	200,000		75,890
11. 繰越金	0	0		
12. 予備費	0	41,290,000		41,290,000
支出合計	525,069,683	605,853,000		80,783,317

前年度繰越金	416,898,450円
当期収入金額	179,472,749円
当期支出金額	525,069,683円
次年度繰越金	71,301,516円

(収入)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
1. 土地改良事業収入				73,593,140	78,268,000		4,674,860	
	1. 経常賦課金収入			64,193,940	65,558,000		1,364,060	賦課面積 S= 5,906.3 ha (白石町内) 63,531,660 (北方地区) 662,280
	2. 転用決済金収入			539,200	4,000,000		3,460,800	
		1. 事業費決済金		124,110	200,000		75,890	筑水事業費決済金
		2. 維持管理決済金		415,090	800,000		384,910	維持管理決済金
		3. 特別徴収金		0	3,000,000		3,000,000	
	3. 負担金収入			8,860,000	8,710,000	150,000		地元負担金 (適正化) 400,000 (ストマネ) 8,460,000
2. 附帯事業収入				11,911,704	11,910,000	1,704		
	1. 他目的使用料収入			11,910,884	11,900,000	10,884		敷地使用料 (電柱 他)
	2. 手数料収入			820	10,000		9,180	成果簿等閲覧手数料
3. 基本財産運用収入				225,060	250,000		24,940	
	1. 基本財産賃貸料収入			225,060	250,000		24,940	事務所裏敷地使用料 202,310 永池溜池敷地借地料 22,750
4. 特定資産運用収入				0	1,000		1,000	
	1. 特定資産利息収入			0	1,000		1,000	
5. 補助金等収入				83,919,370	83,914,000	5,370		
	1. 補助金収入			38,780,000	38,780,000			国・県補助金 ストックマネジメント事業
	2. 助成金等収入			45,139,370	45,134,000	5,370		町補助金 施設維持管理補助金 12,684,500 負担軽減特別支援交付金 32,454,870
6. 交付金収入				4,500,000	4,500,000			
	1. 適正化事業交付金収入			4,500,000	4,500,000			国・県補助金 維持管理適正化事業交付金
7. 寄附金収入				0	1,000		1,000	
	1. 寄付金収入			0	1,000		1,000	
		1. 寄付金		0	1,000		1,000	
8. 業務受託料収入				2,280,363	1,809,000	471,363		
	1. 土地改良施設操作 受託料収入			1,291,363	820,000	471,363		白石平野揚水機場等操作業務 配水要請連絡業務 筑後川下流白石平野地区水管理施設電力料金
	2. 調査業務受託料収入			989,000	989,000			海岸保全区域内巡視業務



(収入)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
9. 雑収入				3,043,112	8,304,000		5,260,888	
1. 受取利息配当金収入				3,869	104,000		100,131	
1. 受取利息				2,069	100,000		97,931	預金利息
2. 受取配当金				1,800	4,000		2,200	農林中央金庫配当金
2. 過年度収入				2,804,783	8,000,000		5,195,217	
1. 長期経常賦課金				2,804,783	8,000,000		5,195,217	過年度未納経常賦課金
3. 過怠金収入				234,460	200,000	34,460		延滞金(4.75%) 督促手数料(1件100円)
10. 特定資産取崩収入				0	4,000		4,000	
1. 財政調整積立資産取崩収入				0	1,000		1,000	
2. 職員退職給付引当積立資産取崩収入				0	1,000		1,000	
3. 役員退任慰労金積立資産取崩収入				0	1,000		1,000	
4. 転用決済金積立資産取崩収入				0	1,000		1,000	
11. 出資金返還収入				0	1,000		1,000	
12. 他会計繰入金				0	1,000		1,000	
1. 特別会計からの繰入金				0	1,000		1,000	
2. 一般会計からの繰入金				0	0			
13. 繰越金				416,898,450	416,890,000	8,450		
1. 前年度繰越金				416,898,450	416,890,000	8,450		令和元年度繰越金  旧会計科目での内訳 一般会計 23,010,493 維持管理 107,820,119 退職給与 82,171,160 財政調整 183,796,285 決済金 19,410,420 基盤整備 689,973
収入合計				596,371,199	605,853,000		9,481,801	

(支出)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
1.	土地改良事業費支出			95,495,370	105,083,000		9,587,630	
	1.	維持管理費支出		29,861,570	34,720,000		4,858,430	
		1.	消耗什器備品費	108,841	392,000		283,159	除草剤、他
		2.	修繕費	22,602,480	24,080,000		1,477,520	(国営) 導水管・分水工・他 (県営) 幹線水路・パイプライン 導水管・用排水路・他 (溜池) 取水施設・堤塘・他
		3.	水道光熱費	891,558	2,016,000		1,124,442	水利施設電灯・電力料金、水道代、他
		4.	支払保険料	53,995	56,000		2,005	配水事務所火災共済掛金
		5.	支払負担金等	5,426,300	6,720,000		1,293,700	配水委員会・自主管理運営組織
			1. 手 当	3,573,000	3,696,000		123,000	委員長・副委員長・委員
			2. 賃 金	1,330,300	2,464,000		1,133,700	常任委員・溜池番・委員
			3. 協力金	523,000	560,000		37,000	地元水利組合・他
		6.	業務委託費	0	1,000		1,000	
		7.	雑費	778,396	1,455,000		676,604	水神祭経費・弁当代・使用料 共済掛金・他
	2.	適正化事業費支出		5,355,900	5,886,000		530,100	
		1.	修繕費	4,519,900	5,000,000		480,100	水路整備補修工事 揚水機場建屋改修工事
		2.	業務委託費	836,000	836,000			設計書作成業務 (県土連)
		3.	雑費	0	50,000		50,000	工事雑費 (補助対象外)
	3.	適正化事業拠出金支出		2,706,000	2,706,000			
		1.	適正化事業拠出金	2,706,000	2,706,000			加入事業費 (4,100万円) の6.6% (県土連)
	4.	その他事業費支出		57,571,900	61,771,000		4,199,100	
		1.	修繕費	52,985,900	55,400,000		2,414,100	揚水機オーバーホール 付帯施設整備補修工事
		2.	支払負担金等	1,385,000	1,385,000			ストマネ事務費 (県土連)
		3.	業務委託費	3,201,000	4,432,000		1,231,000	設計書作成業務 (県土連)
		4.	雑費	0	554,000		554,000	

(支出)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
2. 一般管理費支出				79,025,316	104,162,000		25,136,684	
1. 運営事務費支出				73,865,012	94,162,000		20,296,988	
1. 役員報酬				3,510,000	3,510,000			理事23名、監事3名
2. 給料手当				39,378,411	41,660,000		2,281,589	職員給料、通勤等諸手当、超勤手当
3. 臨時雇賃金				0	1,000,000		1,000,000	
4. 賞与支払				13,474,342	13,800,000		325,658	期末・勤勉手当(6月・12月)
5. 退職金支払				3,456,260	3,460,000		3,740	職員1名
6. 役員退任慰労金支払				0	2,340,000		2,340,000	
7. 福利厚生費				9,205,722	11,750,000		2,544,278	特例業務負担金、職員共済関係等
8. 研修費				766,000	1,500,000		734,000	総代研修費、役職員研修費
9. 交際費				140,982	500,000		359,018	事務所内接客業代、食料費、慶弔費、他
10. 選挙費				0	101,000		101,000	
11. 総(代)会費				328,551	900,000		571,449	総代出席費用弁償、他
12. その他会議費				404,160	1,000,000		595,840	役員会等出席費用弁償、他
13. 旅費交通費				12,274	500,000		487,726	職員出張旅費
14. 通信運搬費				1,257,876	2,000,000		742,124	事務所通信・通話料、通知書郵送料、他
15. 消耗什器備品費				861,783	4,689,000		3,827,217	常用事務消耗品等、複合機カウンター料金
16. 印刷製本費				16,500	500,000		483,500	納付書用封筒代
17. 支払手数料				392,705	2,000,000		1,607,295	振込手数料、窓口収納手数料、他
18. 支払保険料				283,540	500,000		216,460	管理施設賠償保険料、車両・建物共済保険料
19. 諸謝金				0	1,000		1,000	
20. 支払負担金等				41,500	600,000		558,500	県土連一般負担金、社会保険協会費、他
21. 業務委託費				0	1,000,000		1,000,000	
22. 租税公課				241,000	250,000		9,000	自動車税・固定資産税
23. 雑費				93,406	601,000		507,594	記念碑周辺剪定除草代金、他
2. 事務所費支出				5,160,304	10,000,000		4,839,696	
1. 修繕費				307,583	3,000,000		2,692,417	車検整備代金、他
2. 水道光熱費				1,861,830	3,200,000		1,338,170	事務所水道光熱費、燃料費、浄化槽管理料、他
3. 賃借料				2,990,891	3,800,000		809,109	各種リース料、積算システム利用料 水土里情報システム導入設定業務費、他
3. 土地改良事業負担金支出				15,915,162	19,179,000		3,263,838	
1. 市町村営事業 分担金支出				15,915,162	16,179,000		263,838	町工事地元分担金 災害復旧事業分担金(武雄市)
2. その他負担金支出				0	3,000,000		3,000,000	
4. 固定資産取得支出				0	500,000		500,000	
1. 機械及び装置取得支出				0	100,000		100,000	
2. 車両運搬具取得支出				0	100,000		100,000	
3. 器具备品取得支出				0	100,000		100,000	
4. リース資産取得支出				0	100,000		100,000	

(支出)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
			5. ソフトウェア取得支出	0	100,000		100,000	
			5. 出資金取得支出	0	1,000		1,000	
			6. 差入保証金差入支出	0	1,000		1,000	
			7. 基本財産積立支出	167,666,000	167,666,000			
			1. 備荒積立金支出	117,266,000	117,266,000			災害等による減収の補填及び 応急復旧事業への積立
			2. 事業積立金支出	50,400,000	50,400,000			土地改良事業(施設更新除く)等 実施費用積立
			8. 特定資産積立支出	166,843,725	167,770,000		926,275	
			1. 財政調整 積立資産積立支出	10,500,000	10,500,000			財源不均衡時の調整金積立
			2. 職員退職給付引当 積立資産積立支出	82,200,000	82,200,000			職員10名分
			3. 役員退任慰労金 積立資産積立支出	2,318,000	2,318,000			役員26名分
			4. 転用決済金 積立資産積立支出	19,825,725	20,752,000		926,275	転用決済金 維持管理決済金分
			5. 施設更新 積立資産積立支出	42,000,000	42,000,000			管理・所有施設更新費用積立
			6. 減債積立資産積立支 出	0	0			
			7. 建設等更新 積立資産積立支出	10,000,000	10,000,000			事務所等更新費用積立
			9. 雑支出	0	1,000		1,000	
			1. 過年度支出	0	1,000		1,000	
			10. 他会計繰出額	124,110	200,000		75,890	
			1. 特別会計繰出金支出	124,110	200,000		75,890	転用決済金・事業費決済金分
			2. 一般会計繰出金支出	0	0			
			11. 繰越金	0	0			
			1. 次年度繰越金	0	0			
			12. 予備費	0	41,290,000		41,290,000	
			1. 予備費	0	41,290,000		41,290,000	
			支出合計	525,069,683	605,853,000		80,783,317	

## 令和2年度 収支決算書に対する注記

(一般会計)

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金及び預金、未収負担金、未収業務受託料、未収補助金、未収交付金、仮払金、未払金、前受金、預り金及び短期借入金を含めている。

2 資金の範囲の変更有無等

(変更の有無、変更による影響額)

無

3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金		
(0045385) 佐賀銀行	1,695,113	12,361,208
(1236514) 佐賀銀行	1,790,479	8,735,843
(1008028) 佐賀共栄銀行	1,556,328	1,827,973
(1753465) ゆうちょ銀行	17,326,067	12,481,708
(0009368) 佐賀県農業協同組合	642,506	8,506,097
(0013015) 佐賀県農業協同組合	689,973	
(3041972) 佐賀銀行	82,171,160	82,171,160
(1075990) 佐賀共栄銀行	183,796,285	151,607,735
(0006044) 佐賀県農業協同組合	107,820,119	95,200,366
(0012023) 佐賀県農業協同組合	19,410,420	19,825,725
その他未収金		
未収業務受託料		1,460,363
未収補助金		12,684,500
未収交付金		4,500,000
合 計	416,898,450	411,362,678
未払金		339,302,718
預り金		758,444
合 計		340,061,162
次期繰越収支差額	416,898,450	71,301,516

4 予算額と決算額の差異が著しい科目

(科目、その理由)

5 科目間の流用及び予備費の充用

(科目、金額)

6 その他収支の状況に関する特記事項

令和2年度 貸借対照表

一般会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
(0045385) 佐賀銀行	12,361,208	1,695,113	10,666,095
(1236514) 佐賀銀行	8,735,843	1,790,479	6,945,364
(1008028) 佐賀共栄銀行	1,827,973	1,556,328	271,645
(1753465) ゆうちよ銀行	12,481,708	17,326,067	△ 4,844,359
(0009368) 佐賀県農業協同組合	8,506,097	642,506	7,863,591
(0013015) 佐賀県農業協同組合		689,973	△ 689,973
(3041972) 佐賀銀行	82,171,160	82,171,160	
(1075990) 佐賀共栄銀行	151,607,735	183,796,285	△ 32,188,550
(0006044) 佐賀県農業協同組合	95,200,366	107,820,119	△ 12,619,753
(0012023) 佐賀県農業協同組合	19,825,725	19,410,420	415,305
現金及び預金合計	392,717,815	416,898,450	△ 24,180,635
未収賦課金等			
未収経常賦課金	1,360,270		1,360,270
未収賦課金等合計	1,360,270		1,360,270
その他未収金			
未収業務受託料	1,460,363		1,460,363
未収補助金	12,684,500		12,684,500
未収交付金	4,500,000		4,500,000
その他未収金合計	18,644,863		18,644,863
流動資産合計	412,722,948	416,898,450	△ 4,175,502
2 固定資産			
(1) 基本財産			
備荒積立金	117,266,000		117,266,000
事業積立金	50,400,000		50,400,000
基本財産合計	167,666,000		167,666,000
(2) 特定資産			
財政調整積立資産	10,500,000		10,500,000
職員退職給付引当積立資産	82,200,000		82,200,000
役員退任慰労金積立資産	2,318,000		2,318,000
転用決済金積立資産	19,825,725		19,825,725
施設更新積立資産	42,000,000		42,000,000
建物等更新積立資産	10,000,000		10,000,000
特定資産合計	166,843,725		166,843,725
(3) その他固定資産			
建物	8,011,996	8,481,777	△ 469,781
車両運搬具	52,698	368,870	△ 316,172
適正化事業拠出金	1,320,000	792,000	528,000
長期未収賦課金等			
経常賦課金	7,547,946	10,352,729	△ 2,804,783
転用決済金	590	590	
長期未収賦課金等合計	7,548,536	10,353,319	△ 2,804,783
出資金	60,000	60,000	
その他固定資産合計	16,993,230	20,055,966	△ 3,062,736
固定資産合計	351,502,955	20,055,966	331,446,989
3 繰延資産			
繰延資産合計			
資産合計	764,225,903	436,954,416	327,271,487
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	339,302,718		339,302,718
預り金	758,444		758,444
適正化事業拠出金短期未払金	330,000	1,650,000	△ 1,320,000
流動負債合計	340,391,162	1,650,000	338,741,162
2 固定負債			

令和2年度 貸借対照表

一般会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
適正化事業拠出金長期未払金	3,762,000	2,970,000	792,000
職員退職給付引当金	82,200,000		82,200,000
役員退任慰労引当金	2,318,000		2,318,000
固定負債合計	88,280,000	2,970,000	85,310,000
負債合計	428,671,162	4,620,000	424,051,162
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計			
（うち基本財産への充当額）			
（うち特定資産への充当額）			
2 一般正味財産			
一般正味財産	335,554,741	432,334,416	△ 96,779,675
一般正味財産合計	335,554,741	432,334,416	△ 96,779,675
（うち基本財産への充当額）	(167,666,000)		(167,666,000)
（うち特定資産への充当額）	(78,869,465)		(78,869,465)
正味財産合計	335,554,741	432,334,416	△ 96,779,675
負債及び正味財産合計	764,225,903	436,954,416	327,271,487

令和2年度 正味財産増減計算書

一般会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
1 土地改良事業収入	74,953,410		74,953,410
経常賦課金	65,554,210		65,554,210
転用決済金	539,200		539,200
事業費決済金	124,110		124,110
維持管理決済金	415,090		415,090
負担金	8,860,000		8,860,000
2 附帯事業収入	11,911,704		11,911,704
受取他目的使用料	11,910,884		11,910,884
受取手数料	820		820
3 基本財産運用収入	225,060		225,060
基本財産受取賃貸料	225,060		225,060
4 受取補助金等	83,919,370		83,919,370
受取補助金	38,780,000		38,780,000
受取助成金等	45,139,370		45,139,370
5 受取交付金	2,850,000		2,850,000
適正化事業交付金	2,850,000		2,850,000
6 受取業務受託料	2,280,363		2,280,363
土地改良施設操作受託料	1,291,363		1,291,363
調査業務受託料	989,000		989,000
7 雑収入	238,329		238,329
受取利息配当金	3,869		3,869
受取利息	2,069		2,069
受取配当金	1,800		1,800
受取過剰金	234,460		234,460
経常収入計	176,378,236		176,378,236
(2) 経常支出			
1 土地改良事業費支出	92,789,370		92,789,370
維持管理費	29,861,570		29,861,570
消耗什器備品費	108,841		108,841
修繕費	22,602,480		22,602,480
水道光熱費	891,558		891,558
支払保険料	53,995		53,995
支払負担金等	5,426,300		5,426,300
雑費	778,396		778,396
適正化事業費	5,355,900		5,355,900
修繕費	4,519,900		4,519,900
業務委託費	836,000		836,000
その他事業費	57,571,900		57,571,900
修繕費	52,985,900		52,985,900
支払負担金等	1,385,000		1,385,000
業務委託費	3,201,000		3,201,000
2 一般管理費	164,329,268		164,329,268
運営事務費	158,383,012		158,383,012
役員報酬	3,510,000		3,510,000
給料手当	39,378,411		39,378,411
職員賞与	13,474,342		13,474,342
賞与	13,474,342		13,474,342
退職給付費用	85,656,260		85,656,260
役員退任慰労引当金繰入額	2,318,000		2,318,000
福利厚生費	9,205,722		9,205,722
研修費	766,000		766,000
交際費	140,982		140,982
総(代)会費	328,551		328,551
その他会議費	404,160		404,160



令和2年度 正味財産増減計算書

一般会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
旅費交通費	12,274		12,274
通信運搬費	1,257,876		1,257,876
消耗什器備品費	861,783		861,783
印刷製本費	16,500		16,500
支払手数料	392,705		392,705
支払保険料	283,540		283,540
支払負担金等	41,500		41,500
租税公課	241,000		241,000
雑費	93,406		93,406
事務所費	5,946,256		5,946,256
減価償却費	785,952		785,952
建物減価償却費	469,781		469,781
車両運搬具減価償却費	316,171		316,171
修繕費	307,583		307,583
水道光熱費	1,861,830		1,861,830
賃借料	2,990,891		2,990,891
3 土地改良事業負担金	15,915,162		15,915,162
市町村営事業分担金	15,915,162		15,915,162
4 他会計繰出額	124,110		124,110
特別会計繰出金支出	124,110		124,110
経常支出計	273,157,910		273,157,910
当期経常増減額	△ 96,779,674		△ 96,779,674
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
経常外収入計			
(2) 経常外支出			
1 固定資産除却損	1		1
その他固定資産除却損	1		1
車両運搬具除却損	1		1
経常外支出計	1		1
当期経常外増減額	△ 1		△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 96,779,675		△ 96,779,675
一般正味財産期首残高	432,334,416		432,334,416
一般正味財産期末残高	335,554,741		335,554,741
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	335,554,741		335,554,741

## 令和2年度 財務諸表に対する注記

### (一般会計)

#### 1 重要な会計方針

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は、償却原価法に基づく原価法を採用している。

##### (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、先入先出法に基づく原価法を採用している。

##### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 土地改良施設等の減価償却の方法

定額法を採用している。

##### ② その他固定資産の減価償却の方法

定額法を採用している。

##### (5) 繰延資産の減価償却の方法

定額法を採用している。

##### (6) 引当金の計上基準

##### ① 職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期に属する期間の給付見込み額を計上している。

##### (7) 積立金の計上基準

##### ① 職員退職給付積立金

職員の退職給付に備えるため、規定に基づき積み立てている。

##### (8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係わる方法に準じた会計処理を採用している。

##### (9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により行っている。

#### 2 重要な会計方針の変更

##### (1) 会計処理の原則又は手続の変更

該当なし

##### (2) 表示方法の変更

該当なし

#### 3 基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
備荒積立金		117,266,000		117,266,000
事業積立金		50,400,000		50,400,000
小 計		167,666,000		167,666,000
特定資産				
財政調整積立資産		10,500,000		10,500,000
職員退職給付引当積立資産		85,656,260	3,456,260	82,200,000
役員退任慰労金積立資産		2,318,000		2,318,000

転用決済金積立資産		19,825,725		19,825,725
施設更新積立資産		42,000,000		42,000,000
建物等更新積立資産		10,000,000		10,000,000
小計		170,299,985	3,456,260	166,843,725
合計		337,965,985	3,456,260	334,509,725

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定 正味財産から の充当額)	(うち一般 正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
備荒積立金	117,266,000		(117,266,000)	
事業積立金	50,400,000		(50,400,000)	
小計	167,666,000		(167,666,000)	
特定資産				
財政調整積立資産	10,500,000		(10,500,000)	
職員退職給付引当積立資産	82,200,000		(△ 3,456,260)	(85,656,260)
役員退任慰労金積立資産	2,318,000			(2,318,000)
転用決済金積立資産	19,825,725		(19,825,725)	
施設更新積立資産	42,000,000		(42,000,000)	
建物等更新積立資産	10,000,000		(10,000,000)	
小計	166,843,725		(78,869,465)	(87,974,260)
合計	334,509,725		(246,535,465)	(87,974,260)

5 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
建物	9,897,812	1,885,816	8,011,996	(469,781)
車両運搬具	3,976,689	3,923,991	52,698	(316,171)
合計	13,874,501	5,809,807	8,064,694	(785,952)

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
	総額	総額	総額	総額
			0	
	内訳 土地改良区	内訳 土地改良区	内訳 土地改良区	内訳 土地改良区

	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他 (0)	国・県・その他 (0)
合 計				

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。  
国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
	総額	総額	総額	総額
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他 (0)	国・県・その他 (0)
合 計				

(注) 受託土地改良施設使用収益権の貸借対照表の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。  
国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
該当なし		

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

7 受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
地域農業水利施設ストックマ ネジメント事業補助金	佐賀県	0	38,780,000	38,780,000	0	
小 計		0	38,780,000	38,780,000	0	

助成金							
白石町土地改良事業負担軽減特別支援交付金	白石町	0	32,454,870	32,454,870	0		
白石町土地改良区施設維持管理事業補助金	白石町	0	12,684,500	12,684,500	0	未収補助金	
小計		0	45,139,370	45,139,370	0		
合計		0	83,919,370	83,919,370	0		

- 8 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額 該当なし	
経常外収入への振替額 該当なし	
合計	0

- 9 関連当事者との取引の内容  
関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

法人等の 名称	住 所	事業の内容 又は職業	関係内容		取引の 内容	取引 金額	取引 関係 科目	期末 残高	取 引 条件等
			役員の 兼務等	事業上 の関係					
該当なし									

- 10 重要な後発事象  
該当なし

- 11 その他

- (1) 長期借入金について

当事業年度末において貸借対照表に計上されている公庫資金等長期借入金は、以下のとおり。

(単位：円)

整理番号	事業名	借入先	借入 年月 日	利率 (%)	借入金 総額	償還 期限	当該年度 償還額	償還額 累計	未償還額	備考
該当なし										

- (2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度、特別賦課金及び減債積立資産の取崩額を償還資金に充当する予定である。

## (3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調定年度	区分		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不能欠損引当金	備考	
当該会計年度	流動資産	該当なし		-	-		-		
	合計			-	-	0	-		
過年度	固定資産	経常賦課金	未納賦課金台帳に記載						
		小計		10,352,729	2,804,783	7,547,946			
合計				10,352,729	2,804,783	7,547,946			

## (4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金		85,656,260	3,456,260		82,200,000
役員退任慰労引当金		2,318,000			2,318,000

# 令和2年度 特別会計 事業償還金 決算書

## 収支決算書総括表

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 土地改良事業収入	55,438,480	56,792,000		1,353,520
2. 補助金等収入	0	0		
3. 寄附金収入	0	1,000		1,000
4. 雑収入	2,362,911	13,346,000		10,983,089
5. 借入金収入	0	1,000		1,000
6. 他会計繰入金	124,110	200,000		75,890
7. 繰越金	90,751,327	90,751,000	327	
収 入 合 計	148,676,828	161,091,000		12,414,172

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 一般管理費支出	880	1,000,000		999,120
2. 土地改良事業負担金支出	25,414,458	25,415,000		542
3. 借入金返済支出	25,655,000	25,692,000		37,000
4. 支払利息	0	200,000		200,000
5. 雑支出	0	1,000		1,000
6. 他会計繰出額	0	1,000		1,000
7. 繰越金	0	0		
8. 予備費	0	108,782,000		108,782,000
支 出 合 計	51,070,338	161,091,000		110,020,662

前年度繰越金	90,751,327円
当期収入金額	57,925,501円
当期支出金額	51,070,338円
次年度繰越金	97,606,490円

(収入)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
1.	土地改良事業収入			55,438,480	56,792,000		1,353,520	
	1.	特別賦課金収入		54,438,480	55,792,000		1,353,520	
		1.	土地改良事業負担金及び償還金	0	0			
		2.	国営事業負担金及び償還金	54,438,480	55,792,000		1,353,520	白石特計・下流一般・平野事業
	2.	負担金収入		1,000,000	1,000,000			徴収負担金（白石町より）
2.	補助金等収入			0	0			
	1.	助成金等収入		0	0			
3.	寄附金収入			0	1,000		1,000	
	1.	寄付金収入		0	1,000		1,000	
		1.	寄付金	0	1,000		1,000	
4.	雑収入			2,362,911	13,346,000		10,983,089	
	1.	受取利息配当金収入		1,011	1,000	11		
		1.	受取利息	1,011	1,000	11		預金利息
	2.	過年度収入		2,214,320	12,045,000		9,830,680	白石地域：704,358 福富地域：416,592 国営事業：1,093,370
	3.	過怠金収入		147,580	1,300,000		1,152,420	延滞金（4.75%） 督促手数料,1件100円
5.	借入金収入			0	1,000		1,000	
	1.	その他の借入金収入		0	1,000		1,000	
6.	他会計繰入金			124,110	200,000		75,890	
	1.	一般会計からの繰入金		124,110	200,000		75,890	転用決済金・事業費決済金分
	2.	特別会計からの繰入金		0	0			
7.	繰越金			90,751,327	90,751,000	327		
	1.	前年度繰越金		90,751,327	90,751,000	327		令和元年度からの繰越金
	収入合計			148,676,828	161,091,000		12,414,172	



(支出)

(単位：円)

科目				本年度 決算額	本年度 予算額	比較		説明
款	項	目	節			増	減	
1.	一般管理費支出			880	1,000,000		999,120	
	1.	運営事務費支出		880	1,000,000		999,120	
		1.	通信運搬費	0	400,000		400,000	
		2.	支払手数料	880	400,000		399,120	振込手数料
		3.	雑費	0	200,000		200,000	
2.	土地改良事業負担金支出			25,414,458	25,415,000		542	
	1.	国営事業負担金支出		25,414,458	25,415,000		542	(国営)白石特計負担金
3.	借入金返済支出			25,655,000	25,692,000		37,000	
	1.	公庫資金償還金支出		0	0			
	2.	その他の借入金返済 金 支出		25,655,000	25,692,000		37,000	(国営)白石平野 16,791,000 (国営)下流一般 8,864,000
4.	支払利息			0	200,000		200,000	
	1.	借入金利息		0	200,000		200,000	
		1.	その他の借入金	0	200,000		200,000	
5.	雑支出			0	1,000		1,000	
	1.	過年度支出		0	1,000		1,000	
6.	他会計繰出額			0	1,000		1,000	
	1.	特別会計繰出金支出		0	0			
	2.	一般会計繰出金支出		0	1,000		1,000	
7.	繰越金			0	0			
	1.	次年度繰越金		0	0			
8.	予備費			0	108,782,000		108,782,000	
	1.	予備費		0	108,782,000		108,782,000	
	支 出 合 計			51,070,338	161,091,000		110,020,662	

## 令和2年度 収支決算書に対する注記

(特別会計 事業償還金)

### 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金及び預金、未収補助金、未払金及び短期借入金を含めている。

### 2 資金の範囲の変更有無等

(変更の有無、変更による影響額)

無

### 3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金		
(0011086) 佐賀県農業協同組合	8,960,583	10,165,709
(1610946) ゆうちよ銀行	1,230,824	1,538,184
(3028319) 佐賀銀行	1,121,179	6,927,842
(0015516) 佐賀県農業協同組合	75,202,424	74,509,106
(1066290) 佐賀共栄銀行	4,236,317	4,465,649
合計	90,751,327	97,606,490
次期繰越収支差額	90,751,327	97,606,490

### 4 予算額と決算額の差異が著しい科目

(科目、その理由)

### 5 科目間の流用及び予備費の充用

(科目、金額)

### 6 その他収支の状況に関する特記事項

令和2年度 貸借対照表

特別会計 事業償還金

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
(0011086) 佐賀県農業協同組合	10,165,709	8,960,583	1,205,126
(1610946) ゆうちよ銀行	1,538,184	1,230,824	307,360
(3028319) 佐賀銀行	6,927,842	1,121,179	5,806,663
(0015516) 佐賀県農業協同組合	74,509,106	75,202,424	△ 693,318
(1066290) 佐賀共栄銀行	4,465,649	4,236,317	229,332
現金及び預金合計	97,606,490	90,751,327	6,855,163
未収賦課金等			
未収特別賦課金	1,325,420		1,325,420
未収賦課金等合計	1,325,420		1,325,420
流動資産合計	98,931,910	90,751,327	8,180,583
2 固定資産			
(1) その他固定資産			
長期未収賦課金等			
特別賦課金	9,053,938	11,268,258	△ 2,214,320
長期未収賦課金等合計	9,053,938	11,268,258	△ 2,214,320
その他固定資産合計	9,053,938	11,268,258	△ 2,214,320
固定資産合計	9,053,938	11,268,258	△ 2,214,320
3 繰延資産			
繰延資産合計			
資産合計	107,985,848	102,019,585	5,966,263
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			
2 固定負債			
その他の長期借入金	264,477,000	290,132,000	△ 25,655,000
長期借入金（白石特計）	228,670,438	254,084,896	△ 25,414,458
固定負債合計	493,147,438	544,216,896	△ 51,069,458
負債合計	493,147,438	544,216,896	△ 51,069,458
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2 一般正味財産			
一般正味財産	△ 385,161,590	△ 442,197,311	57,035,721
一般正味財産合計	△ 385,161,590	△ 442,197,311	57,035,721
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	△ 385,161,590	△ 442,197,311	57,035,721
負債及び正味財産合計	107,985,848	102,019,585	5,966,263

令和2年度 正味財産増減計算書

特別会計 事業償還金		(単位：円)		
科	目	当年度	前年度	増減
I	一般正味財産増減の部			
1	経常増減の部			
(1)	経常収入			
1	土地改良事業収入	56,763,900		56,763,900
	特別賦課金	55,763,900		55,763,900
	負担金	1,000,000		1,000,000
2	雑収入	148,591		148,591
	受取利息配当金	1,011		1,011
	受取利息	1,011		1,011
	受取過剰金	147,580		147,580
3	他会計繰入金	124,110		124,110
	一般会計からの繰入金	124,110		124,110
	経常収入計	57,036,601		57,036,601
(2)	経常支出			
1	一般管理費	880		880
	運営事務費	880		880
	支払手数料	880		880
	経常支出計	880		880
	当期経常増減額	57,035,721		57,035,721
2	経常外増減の部			
(1)	経常外収入			
	経常外収入計			
(2)	経常外支出			
	経常外支出計			
	当期経常外増減額			
	当期一般正味財産増減額	57,035,721		57,035,721
	一般正味財産期首残高	△ 442,197,311		△ 442,197,311
	一般正味財産期末残高	△ 385,161,590		△ 385,161,590
II	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額			
	指定正味財産期首残高			
	指定正味財産期末残高			
III	正味財産期末残高	△ 385,161,590		△ 385,161,590

## 令和2年度 財務諸表に対する注記

(特別会計 事業償還金)

### 1 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券は、償却原価法に基づく原価法を採用している。
- (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法  
貯蔵品は、先入先出法に基づく原価法を採用している。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 土地改良施設等の減価償却の方法  
定額法を採用している。
  - ② その他固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用している。
- (5) 繰延資産の減価償却の方法  
定額法を採用している。
- (6) 引当金の計上基準
  - ① 職員退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期に属する期間の給付見込み額を計上している。
- (7) 積立金の計上基準
  - ① 職員退職給付積立金  
職員の退職給付に備えるため、規定に基づき積み立てている。
- (8) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係わる方法に準じた会計処理を採用している。
- (9) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式により行っている。

### 2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則又は手続の変更  
該当なし
- (2) 表示方法の変更  
該当なし

### 3 基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計				
特定資産				
小 計				
合 計				0

### 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産から の充当額)	(うち一般 正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
小 計				
特定資産				
小 計				
合 計				

5 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
合 計			0	

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
	総額	総額	総額	総額
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
			0	
			(0)	
			(0)	
合 計				

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
	総額	総額	総額	総額
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
			0	
			(0)	

			(0)	
合 計				

(注) 受託土地改良施設使用収益権の貸借対照表の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。  
 国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
該当なし		

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

7 受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
小 計					0	
助成金						
小 計					0	
合 計					0	

8 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額 該当なし	
経常外収入への振替額 該当なし	
合 計	0

9 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

法人等の 名称	住 所	事業の内容 又は職業	関係内容		取引の 内容	取引 金額	取引 関係 科目	期末 残高	取 引 条件等
			役員 の 兼務等	事業上 の 関係					

該当なし									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10 重要な後発事象

該当なし

11 その他

(1) 長期借入金について

当事業年度末において貸借対照表に計上されている公庫資金等長期借入金は、以下のとおり。

(単位：円)

整理番号	事業名	借入先	借入年月日	利率(%)	借入金総額	償還期限	当該年度償還額	償還額累計	未償還額	備考
1	水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	全国土地改良事業団体連合会	H27.3.31	0%	251,874,000	R14.3.15	16,791,000	67,173,000	184,701,000	筑後川下流白石平野
2	水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	全国土地改良事業団体連合会	H31.3.29	0%	97,508,000	R12.3.15	8,864,000	17,732,000	79,776,000	筑後川下流

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度、特別賦課金及び減債積立資産の取崩額を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調定年度	区分	件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不能欠損引当金	備考	
当該会計年度	流動資産	該当なし	-	-		-		
	合計		-	-	0	-		
過年度	固定資産	特別賦課金	未納賦課金台帳に記載					
		国営事業償還金						
	小計		11,268,258	2,214,320	9,053,938			
合計			11,268,258	2,214,320	9,053,938			

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
該当なし					0



令和2年度 財産目録

(単位：円)

科	目	金	額
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金及び預金		
	(0045385) 佐賀銀行	12,361,208	
	(1236514) 佐賀銀行	8,735,843	
	(1008028) 佐賀共栄銀行	1,827,973	
	(1753465) ゆうちょ銀行	12,481,708	
	(0009368) 佐賀県農業協同組合	8,506,097	
	(0011086) 佐賀県農業協同組合	10,165,709	
	(1610946) ゆうちょ銀行	1,538,184	
	(3028319) 佐賀銀行	6,927,842	
	(0015516) 佐賀県農業協同組合	74,509,106	
	(1066290) 佐賀共栄銀行	4,465,649	
	(3041972) 佐賀銀行	82,171,160	
	(1075990) 佐賀共栄銀行	151,607,735	
	(0006044) 佐賀県農業協同組合	95,200,366	
	(0012023) 佐賀県農業協同組合	19,825,725	
	現金及び預金合計	490,324,305	
	未収賦課金等		
	未収経常賦課金	1,360,270	
	未収特別賦課金	1,325,420	
	未収賦課金等合計	2,685,690	
	その他未収金		
	未収業務受託料	1,460,363	
	未収補助金	12,684,500	
	未収交付金	4,500,000	
	その他未収金合計	18,644,863	
	流動資産合計		511,654,858
2	固定資産		
(1)	基本財産		
	備荒積立金	117,266,000	
	事業積立金	50,400,000	
	基本財産合計	167,666,000	
(2)	特定資産		
	財政調整積立資産	10,500,000	
	職員退職給付引当積立資産	82,200,000	
	役員退任慰労金積立資産	2,318,000	
	転用決済金積立資産	19,825,725	
	施設更新積立資産	42,000,000	
	建物等更新積立資産	10,000,000	
	特定資産合計	166,843,725	
(3)	その他固定資産		
	建物	8,011,996	
	車両運搬具	52,698	
	適正化事業拠出金	1,320,000	
	長期未収賦課金等		
	経常賦課金	7,547,946	
	特別賦課金	9,053,938	
	転用決済金	590	
	長期未収賦課金等合計	16,602,474	
	出資金	60,000	
	その他固定資産合計	26,047,168	
	固定資産合計		360,556,893
3	繰延資産		
	繰延資産合計		0
	資産合計		872,211,751

令和2年度 財産目録

(単位：円)

科	目	金	額
Ⅱ	負債の部		
1	流動負債		
	未払金	339,302,718	
	預り金	758,444	
	適正化事業拠出金短期未払金	330,000	
	流動負債合計		340,391,162
2	固定負債		
	その他の長期借入金	264,477,000	
	長期借入金（白石特計）	228,670,438	
	適正化事業拠出金長期未払金	3,762,000	
	職員退職給付引当金	82,200,000	
	役員退任慰労引当金	2,318,000	
	固定負債合計		581,427,438
	負債合計		921,818,600
Ⅲ	正味財産の部		△ 49,606,849

# 監 査 報 告 書

令和2年度 一般・特別会計（4月～8月分）収入支出実績等について監査の結果、正確適正であったことを認める。

令和2年9月29日

白石土地改良区

総括監事 片瀬 廣雪 

監 事 堤 和 隆 

監 事 松本 弘満 

# 監 査 報 告 書


令和2年度 一般・特別会計（9月～12月分）収入支出実績等について監査の結果、正確適正であったことを認める。

令和3年2月2日

白石土地改良区

総括監事 片 刺 廣 雪 

監 事 堤 和 雄 

監 事 松 本 弘 満 


# 監 査 報 告 書


令和2年度事業報告及び一般・特別会計収入支出決算並びに財産目録について監査の結果、正確適正であったことを認める。


上記のとおり報告する。

令和3年6月24日

白石土地改良区

総括監事 片 瀬 廣 雪 

監 事 堤 和 雄 

監 事 松 本 弘 満 

## 監 査 意 見

- ・令和2年度賦課金は、関係者の努力により徴収率の改善が見られたが、更なる徴収対策をお願いする。

## 議 案 第 2 号

### 令和3年度 一般、特別会計収入支出補正予算 の承認について

令和3年度 一般、特別会計収入支出補正予算の承認について、別紙のとおり承認を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田 島 健 一

# 令和3年度 一般会計 補正予算書（案）

## 予算款別総括表

【収入の部】

(単位：千円)

款	補正後予算額 (A)	既決予算額 (B)	比較 (A－B)
1. 土地改良事業収入	144,675	144,675	0
2. 附帯事業収入	11,910	11,910	0
3. 基本財産運用収入	250	250	0
4. 特定資産運用収入	1	1	0
5. 補助金等収入	57,118	54,618	2,500
6. 交付金収入	8,550	8,550	0
7. 寄附金収入	1	1	0
8. 業務受託料収入	1,809	1,809	0
9. 雑収入	9,736	9,736	0
10. 基本財産取崩収入	2	0	2
11. 特定資産取崩収入	26,522	26,522	0
12. 出資金返還収入	1	1	0
13. 他会計繰入金	1,000	1,000	0
14. 繰越金	71,300	54,000	17,300
収入合計	332,875	313,073	19,802

【支出の部】

(単位：千円)

款	補正後予算額 (A)	既決予算額 (B)	比較 (A－B)
1. 土地改良事業費支出	118,769	116,269	2,500
2. 一般管理費支出	123,990	123,590	400
3. 土地改良事業負担金支出	17,000	17,000	0
4. 固定資産取得支出	4,000	4,000	0
5. 出資金取得支出	1	1	0
6. 差入保証金差入支出	1	1	0
7. 基本財産積立支出	2	2	0
8. 特定資産積立支出	12,563	6,783	5,780
9. 雑支出	100	100	0
10. 他会計繰出額	500	500	0
11. 予備費	55,949	44,827	11,122
支出合計	332,875	313,073	19,802



(収入)

(単位：千円)

科目				補正後 予算額 (A)	既 決 予算額 (B)	比較 (A - B)	説明
款	項	目	節				
1.			土地改良事業収入	144,675	144,675	0	
2.			附帯事業収入	11,910	11,910	0	
3.			基本財産運用収入	250	250	0	
4.			特定資産運用収入	1	1	0	
5.			補助金等収入	57,118	54,618	2,500	
	1.		補助金収入	43,100	40,600	2,500	長寿命化・防災減災事業補助金
	2.		助成金収入	14,018	14,018	0	
6.			交付金収入	8,550	8,550	0	
7.			寄附金収入	1	1	0	
8.			業務受託料収入	1,809	1,809	0	
9.			雑収入	9,736	9,736	0	
10.			基本財産取崩収入	2	0	2	新設
	1.		備荒積立金取崩収入	1	0	1	
	2.		事業積立金取崩収入	1	0	1	
11.			特定資産取崩収入	26,522	26,522	0	
12.			出資金返還収入	1	1	0	
13.			他会計繰入金	1,000	1,000	0	
14.			繰越金	71,300	54,000	17,300	
	1.		前年度繰越金	71,300	54,000	17,300	令和2年度繰越金
			収入合計	332,875	313,073	19,802	

(支出)

(単位：千円)

科目				補正後 予算額 (A)	既 決 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
款	項	目	節				
1.	土地改良事業費支出			118,769	116,269	2,500	
	1.	維持管理費支出		36,400	36,400	0	
	2.	適正化事業費支出		11,305	11,305	0	
	3.	適正化事業拠出金支出		3,894	3,894	0	
	4.	その他事業費支出		67,170	64,670	2,500	
		1.	修繕費	60,500	58,000	2,500	長寿命化・防災減災事業費
		2.	支払負担金等	1,450	1,450	0	
		3.	業務委託費	4,640	4,640	0	
		4.	雑費	580	580	0	
2.	一般管理費支出			123,990	123,590	400	
	1.	運営事務費支出		113,990	113,590	400	
		1.	役員報酬	3,510	3,510	0	
		2.	給料手当	40,000	40,000	0	
		3.	臨時雇賃金	3,000	3,000	0	
		4.	賞与支払	13,000	13,000	0	
		5.	退職金支払	23,400	23,400	0	
		6.	役員退任慰労金支払	3,120	3,120	0	
		7.	福利厚生費	11,750	11,750	0	
		8.	研修費	1,500	1,500	0	
		9.	交際費	500	500	0	
		10.	選挙費	400	400	0	
		11.	総代会費	1,200	1,200	0	
		12.	その他会議費	1,000	1,000	0	
		13.	旅費交通費	500	500	0	
		14.	通信運搬費	2,200	2,200	0	
		15.	消耗什器備品費	3,000	3,000	0	
		16.	印刷製本費	500	500	0	
		17.	支払手数料	2,000	2,000	0	
		18.	支払保険料	500	500	0	
		19.	諸謝金	10	10	0	
		20.	支払負担金等	600	600	0	
		21.	業務委託費	1,000	1,000	0	
		22.	租税公課	300	300	0	
		23.	雑費	1,000	600	400	国営事業プレート設置工事費
	2.	事務所費支出		10,000	10,000	0	
3.	土地改良事業負担金支出			17,000	17,000	0	
4.	固定資産取得支出			4,000	4,000	0	
5.	出資金取得支出			1	1	0	
6.	差入保証金差入支出			1	1	0	

(支出)

(単位：千円)

科目				補正後 予算額 (A)	既 決 予算額 (B)	比較 (A - B)	説明
款	項	目	節				
7. 基本財産積立支出				2	2	0	
8. 特定資産積立支出				12,563	6,783	5,780	
1. 財政調整積立資産積立支出				1	1	0	
2. 職員退職給付引当 積立資産積立支出				10,000	5,000	5,000	R2年度積立額積み増しのため
3. 役員退任慰労金 積立資産積立支出				1,560	780	780	R2年度積立額積み増しのため
4. 転用決済金 積立資産積立支出				1,000	1,000	0	
5. 施設更新 積立資産積立支出				1	1	0	
6. 建設等更新 積立資産積立支出				1	1	0	
9. 雑支出				100	100	0	
10. 他会計繰出額				500	500	0	
11. 予備費				55,949	44,827	11,122	
1. 予備費				55,949	44,827	11,122	
支 出 合 計				332,875	313,073	19,802	

# 令和3年度 特別会計 事業償還金 補正予算書（案）

## 予算款別総括表

【収入の部】

(単位：千円)

款	補正後予算額 (A)	既決予算額 (B)	比較 (A - B)
1. 土地改良事業収入	56,759	56,759	0
2. 寄附金収入	1	1	0
3. 雑収入	11,469	11,469	0
4. 借入金収入	1	1	0
5. 他会計繰入金	500	500	0
6. 繰越金	98,000	98,000	0
収入合計	166,730	166,730	0

【支出の部】

(単位：千円)

款	補正後予算額 (A)	既決予算額 (B)	比較 (A - B)
1. 土地改良事業負担金支出	25,415	25,415	0
2. 借入金返済支出	25,692	25,692	0
3. 支払利息	200	200	0
4. 特定資産積立支出	1	1	0
5. 雑支出	100	100	0
6. 他会計繰出額	1,000	1,000	0
7. 予備費	114,322	114,322	0
支出合計	166,730	166,730	0

(収入)

(単位：千円)

科目				補正後 予算額 (A)	既 決 予算額 (B)	比較 (A - B)	説明
款	項	目	節				
1. 土地改良事業収入				56,759	56,759	0	
2. 寄附金収入				1	1	0	
3. 雑収入				11,469	11,469	0	
1. 受取利息配当金収入				1	1	0	
2. 過年度収入				10,968	10,968	0	
1. 長期特別賦課金				10,968	10,968	0	目の追加
3. 過怠金収入				500	500	0	
4. 借入金収入				1	1	0	
5. 他会計繰入金				500	500	0	
6. 繰越金				98,000	98,000	0	
収入合計				166,730	166,730	0	

(支出)

(単位：千円)

科目				補正後 予算額 (A)	既 決 予算額 (B)	比較 (A - B)	説明
款	項	目	節				
1. 土地改良事業負担金支出				25,415	25,415	0	
2. 借入金返済支出				25,692	25,692	0	
3. 支払利息				200	200	0	
4. 特定資産積立支出				1	1	0	
5. 雑支出				100	100	0	
6. 他会計繰出額				1,000	1,000	0	
7. 予備費				114,322	114,322	0	
支出合計				166,730	166,730	0	

# 議案第3号

## 定款の一部変更(案)について

土地改良法の改正による白石土地改良区定款の一部を変更したいので、総代会の議決を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田島健一

新旧対照表 (定款一部変更)

変更部分に下線

改正後(新)	現行(旧)																																												
<p>第2章 会議</p> <p>(総代会) 第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。</p> <p>(総代の定数) 第8条 総代の定数は、128人とする。</p>	<p>第2章 会議</p> <p>(総代会) 第7条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。</p> <p>(総代の定数及び選挙区) 第8条 総代の定数は、128人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。</p>																																												
<p>(削る。)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区域</th> <th>総代数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>白石地区</td> <td>12人</td> <td>旧白石町</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>六角地区</td> <td>10人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>須古地区</td> <td>15人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第4区</td> <td>北明地区</td> <td>23人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第5区</td> <td>有明東地区</td> <td>16人</td> <td>旧有明町</td> </tr> <tr> <td>第6区</td> <td>有明西地区</td> <td>10人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第7区</td> <td>有明南地区</td> <td>8人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第8区</td> <td>福富地区</td> <td>30人</td> <td>旧福富町</td> </tr> <tr> <td>第9区</td> <td>北方地区</td> <td>4人</td> <td>武雄市大字芦原、大渡地区</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>128人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(選挙人名簿の縦覧) 第9条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあってはこれを行すべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の關係部分を5日間關係組合員の縦覧に供さなければならぬ。 2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。</p>	選挙区	選挙区域	総代数	備考	第1区	白石地区	12人	旧白石町	第2区	六角地区	10人	〃	第3区	須古地区	15人	〃	第4区	北明地区	23人	〃	第5区	有明東地区	16人	旧有明町	第6区	有明西地区	10人	〃	第7区	有明南地区	8人	〃	第8区	福富地区	30人	旧福富町	第9区	北方地区	4人	武雄市大字芦原、大渡地区	計		128人	
選挙区	選挙区域	総代数	備考																																										
第1区	白石地区	12人	旧白石町																																										
第2区	六角地区	10人	〃																																										
第3区	須古地区	15人	〃																																										
第4区	北明地区	23人	〃																																										
第5区	有明東地区	16人	旧有明町																																										
第6区	有明西地区	10人	〃																																										
第7区	有明南地区	8人	〃																																										
第8区	福富地区	30人	旧福富町																																										
第9区	北方地区	4人	武雄市大字芦原、大渡地区																																										
計		128人																																											

(削る。)

(異議の申出)

第10条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(削る。)

(単記制)

第11条 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかる

(新設)

(新設)



ときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 (略)

(組合員の請求による会議招集)

第12条の2 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第12条の3 (略)

(新設)

(新設)

(書面による議決)

第12条の2

第3章 役員

(役員の定数)

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事23人及び監事3人とする。

2 第1項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。

(役員の任期等)

第22条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 (略)

附 則 変更後の定款は知事の認可のあった日  
(令和 年 月 日) から施行する。

第3章 役員

(役員の定数)

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事23名及び監事3名とする。

2 前項の役員のうち理事1名は組合員でないものとする。

(役員の任期等)

第22条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。) 第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

## 議案第4号

### 規約及び規程の一部変更(案)について

土地改良法の改正による白石土地改良区規約及び規程の一部を変更したいので、総代会の議決を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田島健一

新旧対照表 (規約一部変更)

改正後(新)	現行(旧)
<p>第7章 基本財産 (基本財産の目的) 第49条 (略)</p> <p>(基本財産の種類) 第50条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 基本財産積立金 ア 備荒積立金 イ 事業積立金 (3) (略)</p> <p>附 則 この規約は、令和 年 月 日より施行する。</p>	<p>第7章 基本財産 (基本財産の目的) 第49条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。</p> <p>(基本財産の種類) 第50条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 宅地及びその従物 (2) 基本財産積立金 ア <u>財政調整基金積立金</u> (3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄与された有価証券</p>

変更部分に下線

新旧対照表 (役員選挙規程一部変更)

変更部分に下線

改正後 (新)	現行 (旧)
<p>土地改良区役員選挙規程</p> <p>(役員の被選挙権)            第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。            二 (略)            三 (略)            三 未成年者            四 (削る。)            四 (略)            五 (略)</p> <p>2 組合員でない役員<u>の選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。</u></p> <p>(役員選挙)            第2条 <u>役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。</u></p> <p>2 <u>役員のうち組合員でない理事は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、その他の役員は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった役員の候補者のうちから、それぞれ選挙する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は次の通りとする。</u></p>	<p>土地改良区役員選挙規程</p> <p>(役員被選挙権)            第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。            1 組合員でない者            2 法人            3 年齢25歳未満の者            4 成年被後見人及び被保佐人            5 破産者で復権のできない者            6 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでのもの</p> <p>2 組合員でない役員<u>の選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第6号までに掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。</u></p> <p>(役員選挙)            第2条 <u>組合員である役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定による組合員である役員<u>の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。</u></u></p>

被選挙区	被選挙区域	数	
		定 理 事	監 事
第1被選挙区	白石地区	2名	1名
第2被選挙区	六角地区	2名	
第3被選挙区	須古地区	2名	
第4被選挙区	北明地区	3名	1名
第5被選挙区	有明東地区	2名	
第6被選挙区	有明西地区	2名	
第7被選挙区	有明南地区	2名	1名
第8被選挙区	福富地区	5名	
第9被選挙区	北方地区	2名	
	計	22名	3名

4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた地区（当該届出がな

(削る。)

(削る。)

(組合員でない役員選挙)

第3条 (削る。)

(選挙の時期)

被選挙区	被選挙区域	数	
		定 理 事	監 事
第1被選挙区	白石地区	2名	1名
第2被選挙区	六角地区	2名	
第3被選挙区	須古地区	2名	
第4被選挙区	北明地区	3名	1名
第5被選挙区	有明東地区	2名	
第6被選挙区	有明西地区	2名	
第7被選挙区	有明南地区	2名	1名
第8被選挙区	福富地区	5名	
第9被選挙区	北方地区	2名	
	計	22名	3名

3 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、次の土地の所在地による。

(1) 土地改良法施行令第4条第4項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地。

(2) 前号に掲げるとき以外のときは、組合員である被選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がな  
いときは、土地改良区が指定した土地）

(組合員でない役員選挙)

第3条 組合員でない役員は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない役員候補者のうちから選挙するものとする。

(選挙の時期)

**第3条** 役員任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行ふべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選挙の通知及び公告)

**第4条** (略)

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数(組合員である役員については、被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない役員についてはその数。以下同じ。)及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載するものとする。

(選挙の管理等)

**第5条** (略)

**第6条** 選挙管理者は選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

**第7条** 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

**第4条** 役員任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選挙の通知及び公告)

**第5条** 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもつて総代に通知し、かつ、公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数(組合員である理事又は監事については、被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない理事又は監事については、それぞれの数)及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載するものとする。

(選挙の管理等)

**第6条** 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

**第7条** 選挙管理者は選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

**第8条** 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

<p>2 (略)</p> <p><u>第8条</u> 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票の次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。</p> <p>2 <u>第5条</u>第2項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。</p> <p><u>第9条</u> 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 <u>第6条</u>第2項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。</p>	<p>2 投票管理者は、投票立会人立ち会いの上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。</p> <p><u>第9条</u> 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 <u>第6条</u>第2項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。</p>
<p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>第11条</u> 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各<u>2人</u>を指名するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(選挙の制限)</p> <p><u>第11条</u> 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。</p> <p>(投票)</p> <p><u>第12条</u> 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行なわれなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第10条</u> 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の内任期間中、この土地改良区において保存するものとする。</p> <p><u>第11条</u> 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各<u>3名</u>を指名するものとする。</p> <p>2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。</p> <p>3 役員候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることできない。</p> <p>(選挙の制限)</p> <p><u>第12条</u> 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。</p> <p>(投票)</p> <p><u>第13条</u> 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行なわれなければならない。</p> <p>2 投票用紙は、選挙当日、投票所において総代に交付</p>



する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数は、組合員であるものと、組合員でないものと各別し、それぞれ1人とする。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。

(新設)

3 投票用紙に記載すべき選挙する組合員である理事及び組合員でない理事又は監事の数は、組合員である理事及び組合員でない理事並びにその他の監事に区分し、それぞれ1人とする。

4 (略)

第13条 (略)

(書面による選挙権の行使)

第14条 総代は、書面をもって選挙権を行使するときは、選挙期日の前日までに投票管理者に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 投票管理者は、前項の請求があつたときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 総代は、前項で交付された投票用紙に候補者の氏名を自書し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、選挙期日の前日までに投票管理者に提出する。

4 投票管理者は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を選挙期日まで誠実に保管しなければならぬ。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(一) ～ (三) (略)

(投票の無効)

第15条 組合員である役員選挙については、次の各号に掲げる投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したものの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したものの

(4) 第17条の規定により理事又は監事の候補者となることができないう者（前号に規定する者を除く。）の氏名を記載したもの

(5) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(6) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの

(7) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(8) 被選挙区につき2人以上の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(9) 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

2 組合員でない役員選挙については、前項第1号から第7号までの投票及び次の各号に掲げる投票は無効とする。

(1) 2人以上の選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したものの。

(2) 第16条第3項の規定による届出のない者の氏名を記載したものの。

(候補者の立候補等の届出)

第16条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならぬ。

3 役員の候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならぬ。

(4) (削る。)

(五) ～ (六) (略)

(七) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(八) (略)

2 (削る。)

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～6 (略)

- 4 この土地改良区は、役員候補者となつた者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなつた場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもつてこの土地改良区に届け出なければならぬ。
- 6 第4項の公告のあつた日以後において前項の届出があつたとき、又は役員候補者が死亡し、若しくは第18条の規定に該当するに至つたことを知つたときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)  
第17条(略)

(立候補等の制限)

- 第17条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員候補者に推薦されることができない。
- 2 理事の候補者となつた者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となつた者は、同時に理事の候補者となることができない。
- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員候補者となることができない。

(立候補の辞退とみなされる場合)  
第18条(略)

(立候補の辞退とみなされる場合)

- 第18条 役員候補者が前条第3項の規定により役員候補者となることができない者となつたときは、役員候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)  
第19条(略)

(当選人の決定)

- 第19条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならぬ。

<p>2 (略)</p> <p>(無投票の当選)</p> <p>第20条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数をこえないとき、又はこえなくなつたときは、投票を行わない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(当選人の失格)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(当選の公告)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(繰上補充)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。</p> <p>(無投票の当選)</p> <p>第20条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数をこえないとき、又はこえなくなつたときは、投票を行なわれない。</p> <p>2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。</p> <p>(当選人の失格)</p> <p>第21条 当選人は、選挙期日後において被選挙権を有しなくなつたとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。</p> <p>(当選の公告)</p> <p>第22条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区及び理事又は監事の別を公告しなければならぬ。</p> <p>2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。</p> <p>(繰上補充)</p> <p>第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなつたときは、選挙管理者は、直ちに第19条の例によつて、当選人を定めなければならない。</p>
--	--

<p>2 (略)</p> <p>(当選の確定および役員の就任) 第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による当選及び第28条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時に現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。</p> <p>(当選の取消しの場合の措置) 第25条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第19条の例によつて当選人を定めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再選挙) 第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がなない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により当選</p>	<p>らない。</p> <p>2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。</p> <p>(当選の確定および役員の就任) 第24条 選挙管理者は、第22条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。</p> <p>2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による当選及び第28条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第29条の2の規定による改選、法第29条の3の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時に現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。</p> <p>(当選の取消の場合の措置) 第25条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第19条の例により当選人を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第21条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(再選挙) 第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がなない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により</p>
---	--

人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第27条 選挙後1年以内に役員の欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選者とならなかつたものがあるときは、理事長は、第19条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 (略)

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わなければならないことができる。

(総選挙)

第29条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又はなくなつたときは、総選挙を行わなければならない。

附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第27条 選挙後1箇年以内に役員の欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選者とならなかつたものがあるときは、理事長は、第19条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第21条から第24条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わなければならないことができる。

(総選挙)

第29条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又はなくなつたときは、総選挙を行わなければならない。

(新) 財政調整基金の設置・管理及び処分に関する規程 新旧対照表

(旧) 土地改良区財政調整基金積立金規程

変更部分に下線

改正後 (新)	現行 (旧)
<p>(目的)</p> <p>第1条 本土地改良区は、土地改良区の長期にわたる財源調整を行うこと或いは土地改良事業を効率的に推進するために必要な財源に充てるため、基金を設置することができるとする。ただし、理事長は事業効果の万全を期するため特に必要があると認める場合は理事会、総代会の承認を得て土地改良事業費に充てること ができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 土地改良区の長期にわたる財源調整を行うことによつて、財政の健全なる運営をはかるため、資金を積み立てることができるとする。</p>
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、毎年予算の範囲内で積み立てることができるものとする。</p> <p>2 前項の基金運用から生ずる収入は、一般会計収入支出予算に計上してこの基金に繰入するものとする。</p>	<p>(積み立て)</p> <p>第2条 積み立てる額は、予算の範囲内で積み立てることができるものとする。</p>
<p>(管理)</p> <p>第3条 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 積立金は、総代会で承認された金融機関に預け入れられるものとする。</p> <p>2 この積立金は、特別会計として管理する。</p>

<p>(基金の運用・処分)</p> <p>第4条 基金は総代会の承認を経て設置及び処分するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項の承認後の緊急止むを得ない事由により、承認にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。</p> <p>3 この基金は、第1条の目的に資するため、理事会の議決を経て運用することができる。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 理事長は、財政上特別の必要があるときは年度内に限り、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め、総代会の承認を経て、この基金を一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(委託)</p> <p>第6条 この規程に定めるものを除くほか、積立金の管理に 関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(運用)</p> <p>第4条 理事長は、第1条の目的を達成するため理事会の議決を経て運用することができる。</p>
<p>(その他)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は財政調整積立金は、一般会計または特別会計の歳計現金に不足を生じた場合における当該会計の運用金として使用することができる。</p>	<p>(運用)</p> <p>第4条 理事長は、第1条の目的を達成するため理事会の議決を経て運用することができる。</p>



# 議案第5号

## 総代選挙規程の設定(案)について

土地改良法の改正による白石土地改良区総代選挙規程を設定したいので  
総代会の議決を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田島健一

## 白石土地改良区総代選挙規程（案）

（総代の被選挙権）

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 禁錮以上の刑に処された者でその執行を終るまでのもの

（選挙区等）

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

- 2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数（人）	備考
第1区	白石地区	12	旧白石町
第2区	六角地区	10	〃
第3区	須古地区	15	〃
第4区	北明地区	23	〃
第5区	有明東地区	16	旧有明町
第6区	有明西地区	10	〃
第7区	有明南地区	8	〃
第8区	福富地区	30	旧福富町
第9区	北方地区	4	武雄市大字芦原、大渡地区
計		128	

- 3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時期）

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日まで、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

- 2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙

する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあつては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直

ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

- 2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと（第5条第1項の規定により投票区を設けたときは投票立会人にあつては投票区ごと）に各2人）を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

- 2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
- 3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。
- 4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
- 5 午後5時までに投票所に到着してない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

- 2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ）又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。
- 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの
- 八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

（候補者の立候補等の届出）

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員2人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。  
ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。
- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

（立候補等の制限）

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

- 第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。
- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

- 第19条 総代の候補者がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。
- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

- 第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

- 第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

- 第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。
- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

- 第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。
- 2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選の取消しの場合の措置）

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（補欠総代の繰上補充）

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

- 2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1以内であるとき（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

（総選挙）

第28条 総代及び当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。



## 議案第6号

### 積立金の管理運用規程の設定(案)について

土地改良法の改正による白石土地改良区積立金の管理運用規程を設定したいので  
総代会の議決を求めます。

令和3年8月30日提出

白石土地改良区  
理事長 田島健一

## 積立金の管理運用規程（案）

### （目的）

第1条 本土地改良区は、土地改良事業を効率的に推進するために必要な財源に充てるため以下の各積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

積立金名	内 容
備荒積立金	災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金
事業積立金	土地改良事業（特定資産の施設更新積立資産等を除く。）等に充てるための積立金
役員退任慰労金及び職員退職給与引当金積立金	役員退任慰労金及び職員退職給与引当金に充当する積立金
施設更新積立金	所有土地改良施設及び管理受託土地改良施設の更新費用等（基本財産の事業積立金に充てる土地改良事業は除く。）に充当する積立金
減債積立金	借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
建設等更新積立金	土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金

### （積立金の額）

第2条 積立金の額は、予算の範囲内で積み立てることができるものとする。

### （管理）

第3条 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

### （積立金の設置・処分）

第4条 積立金は総代会の承認を経て設置及び処分するものとする。

- 2 理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由により、承認に係る事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

### （繰替運用）

第5条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め、総代会の承認を経て、この積立金を一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

(委託)

第6条 この規程に定めるものを除くほか積立金の管理に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。